

飼料や飼料添加物を正しく使いましょう！

☆安全な畜産物を生産するため、次の取り決めがあります！

- ✓ BSE 発生防止のため、牛、めん山羊には動物性たん白などを与えてはいけません。
- ✓ 飼料や飼料添加物の表示をよく読み、記載事項を守りましょう。
- ✓ 飼料の使用記録をつけましょう。
- ✓ 平成30年7月1日から飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定が取り消され使用が禁止となりました。

☆記録すること

- ✓ 飼料の購入年月日
- ✓ 購入先の氏名または名称
- ✓ 飼料の名称
- ✓ 使用年月日
- ✓ 使用場所
- ✓ 使用量
- ✓ 使用した家畜の種類



＜飼料記録帳＞



☆記入方法

販売伝票等をノートに貼り付け、必要事項を記入する等、整理しやすい方法で記録してください。

(例) 使用した家畜：肉用牛

入年月日	購入先	名称	購入量	使用年月日	使用量	使用場所	製造元
H30.5.1	〇〇商店	△配合飼料	620 kg	} H30.6.1 ~6.30	20kg/日	1号舎	(株)□□
	JA××	圧ぺん麦	310 kg		10kg/日	2号舎	×××
	自家産	稲わら	620 kg		20kg/日	1/2号舎	自家産
H30.5.5	◇店(試供)	▽配合飼料	10 kg	H30.5.5	10kg	2号舎	(株)◎◎

☆帳簿の保存期間

牛：8年 採卵鶏：5年 ブロイラー：2年

～安全な飼料は
安全な畜産物の源です！～

京都府丹後家畜保健衛生所
 京都府与謝郡与謝野町字下山田616
 TEL：0772(43)1125 (休日、夜間転送)
 FAX：0772(43)1124